

# 京都府公報

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入敷ノ内町  
発行所 京 都 府  
政 策 法 務 課  
電 話 (075) 414-4037

〒602-8048 京都市上京区下立売通小川東入  
印刷所 中 西 印 刷 株 式 会 社  
電 話 (075) 441-3155

## 目 次

告 示	
○保安林の指定施業要件の変更予定 (山城広域振興局)	71
○漁業災害補償法に基づく共済契約締結の 同意の認定 (水産事務所)	〃
○道路の区域変更 (丹後土木事務所)	72
○道路の供用開始 (中丹東土木事務所、丹後土木事務所)	〃
公 告	
○私立学校の設置認可 (文教課)	〃
○都市計画法に基づく工事完了 (南丹土木事務所)	〃
公 営 企 業	
○落札者の決定	73
○一般競争入札の実施	〃

公 安 委 員 会	
○京都府警察署組織規則及び京都府警察本部等組織 規則の一部を改正する規則	81
○京都府警察署組織規則及び京都府警察本部等組織 規則の一部を改正する規則の施行に伴う関係規則 の整理に関する規則	82
○警察職員の定員に関する規則の一部を改正する規 則	85
○平成15年京都府公安委員会告示第43号の一部改正	88
○落札者の決定	〃
正 誤	
○令和8年1月23日付け京都府公報第682号中	90

## 告 示

### 京都府告示第67号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である。

令和8年2月20日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
木津川市(次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的  
公衆の保健
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
木津川市(次の図に示す部分に限る。)
    - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を  
定めない。
    - ウ 主伐に係る伐採をすることができる立木は、当  
該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計  
画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

〔次の図〕及び〔次のとおり〕は、省略し、その図面及び関係書類を京都府山城広域振興局農林商工部森づくり振興課及び京都府農林水産部森の保全推進課において縦覧に供する。なお、木津川市役所においてその図面及び関係書類を閲覧することができる。)

### 京都府告示第68号

漁業災害補償法(昭和39年法律第158号)第108条第4項において準用する同法第105条の2第3項の規定による届出を審査した結果、次の区域及び区分において同法第108条第2項の規定による同意があったものと認めた。

令和8年2月20日

京都府知事 西 脇 隆 俊

区 域	区 分
宮 津 市 区 域	小型定置漁業及び小型合併漁業であって宮津・溝尻・尻尻地区で営む漁業

令和8年2月20日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 (1) 道路の種類 府道
- (2) 路 線 名 小倉西舞鶴線
- (3) 供用開始の区間及び期日

区 間	期 日
舞鶴市字倉谷小字浜田1938の1地先(右)から 舞鶴市字倉谷小字浜田1943の1(右)まで	令和8年2月20日

- (4) 縦 覧 場 所 京都府中丹東土木事務所及び京都府建設交通部道路管理課

- 2 (1) 道路の種類 府道
- (2) 路 線 名 間人大宮線
- (3) 供用開始の区間及び期日

区 間	期 日
京丹後市峰山町荒山小字シノヲ1232の4から 京丹後市峰山町荒山小字シノヲ1228の4まで	令和8年2月20日

- (4) 縦 覧 場 所 京都府丹後土木事務所及び京都府建設交通部道路管理課

**公 告**

学校教育法（昭和22年法律第26号）第4条第1項の規定により、次のとおり高等学校の設置を令和7年12月26日認可した。

令和8年2月20日

京都府知事 西 脇 隆 俊

名 称	位 置	設置者	課 程	学 科	定 員	開 校 年 月 日
京都文教大学附属宇治高等学校	宇治市横島町千足80	学校法人京都文教学園	通 信 制	普通科	360人	令 8. 4. 1

京都府告示第69号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、その関係図面は、次の縦覧場所において、令和8年2月20日から令和8年3月6日まで縦覧に供する。

令和8年2月20日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 道路の種類 府道
- 2 路 線 名 間人大宮線
- 3 道路の区域

区 間	変更前後別	敷地の員幅	延 長	備 考
京丹後市峰山町荒山小字シノヲ1233から 京丹後市峰山町荒山小字シノヲ1230の1を経て 京丹後市峰山町荒山小字シノヲ1228の8まで	前	最小 11.0 最大 15.4	m 44.6	工事に伴う仮設道の設置
京丹後市峰山町荒山小字シノヲ1233から 京丹後市峰山町荒山小字シノヲ1230の1を経て 京丹後市峰山町荒山小字シノヲ1228の8まで	後	最小 11.0 最大 15.4	44.6	
京丹後市峰山町荒山小字シノヲ1233から 京丹後市峰山町荒山小字シノヲ1230の13を経て 京丹後市峰山町荒山小字シノヲ1228の8まで		最小 8.5 最大 8.5	47.0	

- 4 縦 覧 場 所 京都府丹後土木事務所及び京都府建設交通部道路管理課

京都府告示第70号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。

なお、その関係図面は、次の縦覧場所において、令和8年2月20日から令和8年3月6日まで縦覧に供する。

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項に関する工事が次のとおり完了した。

令和8年2月20日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 工事が完了した開発区域に含まれる地域  
南丹市園部町栄町一号69の1の一部、73の1、79の2の一部、79の6の一部  
(関連区域)  
南丹市園部町栄町一号69の1の一部、79の2の一部、市有地
- 2 開発許可を受けた者の住所及び名称  
京都市北区小山下内河原町15  
社会福祉法人京都ルーテル会

公 営 企 業

京都府公営企業告示第3号

落札者を次のとおり決定した。

令和8年2月20日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 調達の商品及び数量
  - (1) 京都府公営企業管理事務所で使用する電力調達一式
  - (2) 京都府公営企業管理事務所綾部中継ポンプ場で使用する電力調達一式
- 2 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地  
京都府公営企業管理事務所  
福知山市字石原1158
- 3 落札決定日  
令和8年1月8日
- 4 落札者の名称及び所在地  
ゼロワットパワー株式会社  
柏市若柴178番地4 柏の葉キャンパスKOIL
- 5 落札金額
  - (1) 51,523,930円
  - (2) 4,630,038円
- 6 契約の方法  
一般競争入札
- 7 入札公告日  
令和7年11月11日



地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の規定により、次のとおり一般競争入札を実施する。

なお、この入札に係る調達契約は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約である。  
また、この案件は、京都府物品・役務等電子調達システム（以下「電子調達システム」という。）による電子入札対象案件である。

令和8年2月20日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 入札に付する事項
  - (1) 購入物品の名称及び予定数量  
水道用次亜塩素酸ナトリウム 924トン
  - (2) 購入物品の特質等  
入札説明書及び仕様書のとおり
  - (3) 納入期間  
契約締結日から令和9年3月31日まで
  - (4) 納入場所
    - ア 京都府営水道事務所宇治浄水場  
宇治市宇治下居64
    - イ 京都府営水道事務所木津浄水場  
木津川市吐師医王寺
    - ウ 京都府営水道事務所乙訓浄水場  
京都市西京区御陵大原11の6
    - エ 京都府営水道事務所久御山広域ポンプ場  
久世郡久御山町野村井ノ坪10
    - オ 京都府営水道事務所薪中継ポンプ場  
京田辺市薪西浜
- 2 契約条項を示す場所等
  - (1) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに入札に関する事務を担当する組織の名称、所在地等  
〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町  
京都府総務部入札課  
電話番号 (075) 414-5442  
ファクシミリ番号 (075) 414-5450
  - (2) 契約に関する事務を担当する組織の名称、所在地等  
〒611-0021 宇治市宇治下居64  
京都府営水道事務所総務企画課  
電話番号 (0774) 24-1522
  - (3) 入札説明書及び仕様書の交付等
    - ア 交付期間  
令和8年2月20日（金）から令和8年3月19日（木）まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとする。
    - イ 入手方法
      - (ア) 原則として、アの期間に、電子調達システムの案件情報からダウンロードすること。
      - (イ) やむを得ず窓口交付を希望する場合は、アの期間（正午から午後1時までの間を除く。）に、(1)の組織に問い合わせの上、入手すること。

## 3 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加を希望する者は、次に掲げる条件を全て満たさなければならない。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令が適用される令和8年度における物品又は役務の調達に係る競争入札に参加する者に必要な資格等を定める告示(令和8年京都府告示第2号)に定める競争入札参加者の資格を得ている者で、次の業務種目に登録されているものであること。  
大分類「薬品・理化学機器類」—小分類「化学薬品」
- (3) 4の(1)で定める一般競争入札参加資格確認申請書(以下「確認申請書」という。)の提出期間の最終日から開札日までの期間において、京都府の指名停止とされていない者であること。
- (4) 過去2年間に1の(1)で示した購入物品と同種及び同規模の納入実績があり、かつ、納入期間内に確実に納入することができ、納入先の求めに応じて速やかに提供することができるものと認められる者であること。

## 4 入札参加資格の確認手続

入札への参加を希望する者は、確認申請書及び一般競争入札参加資格確認資料(以下「申請書等」という。)を次のとおり提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、提出した書類に関し、契約担当者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

- (1) 提出期間  
2の(3)のアに同じ。
- (2) 提出方法  
ア 電子調達システムにより入札に参加する者(以下「電子入札者」という。)は、(1)の期間内に電子調達システムにより申請書等を提出すること。  
なお、確認申請書については、電子調達システムにおいて参加する意思の表明(当該案件の「案件に参加する」をクリック)をもって提出したものとする。  
イ 電子調達システムによりがたい場合で、「京都府物品・役務等電子調達運用基準」第19条の規定により書面による入札等の承諾を得た者(以下「紙入札者」という。)は、(1)の期間内に、2の(1)の場所に申請書等を持参又は郵送((1)の期間内に必着させるとともに、郵便書留等の配達記録が残る方法を利用するものに限る。)により提出すること。
- (3) 確認通知  
入札参加資格の確認については、別途通知する。
- (4) その他  
ア 申請書等の作成等に要する経費は、提出者の負担とし、提出された書類は返却しない。  
イ 3の(2)の資格を有しない者で入札に参加を希望するものは、次のとおり資格審査を受けることができる。

(ア) 資格審査申請書の提出場所及び問合せ先

2の(1)に同じ。

(イ) 原則として、京都府ホームページ(<https://www.pref.kyoto.jp/zaisan/zuiji.html>)からダウンロードすること。

(ウ) 提出期限

令和8年3月5日(木)午後5時

なお、その後も随時に受け付けるが、この場合には、この公告に係る入札に間に合わないことがある。

## 5 入札手続等

(1) 入札期間及び開札の日時等

ア 電子調達システム又は持参による場合の入札期間

令和8年4月2日(木)午前8時30分から午後5時15分まで及び令和8年4月3日(金)午前8時30分から午後3時まで

イ 郵送による場合の入札書の提出期限

令和8年4月2日(木)午後5時

ウ 持参又は郵送による場合の入札書の提出先等

(ア) 提出先

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町

京都府総務部入札課長

(イ) その他

入札書の提出方法は、入札説明書において指定する。

エ 開札日時

令和8年4月3日(金)午後3時15分

(2) 入札の方法

ア 電子入札者は、(1)のアの期間内に電子調達システムにより入札書を提出すること。

イ 紙入札者は、(1)のアの期間内に(1)のウの(ア)の提出先に入札書を持参し、又は(1)のイの期限までに入札書を郵送(郵便書留等の配達記録が残る方法を用いるものとする。)により提出すること。

ウ 再度入札については、入札説明書において指定する。

(3) 入札書に記載する金額

入札書に記載する金額は、1の(1)に示す「水道用次亜塩素酸ナトリウム1トン当たりの単価(消費税抜き)」の金額とし、入札書に記載する金額には、搬入費・環境設定費用等、納入場所渡しに要する一切の諸経費を含めること。

また、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(4) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- ア 3 に掲げる入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- イ 申請書等を提出しなかった者のした入札
- ウ 申請書等に虚偽の記載をした者のした入札
- エ 入札説明書に示した入札に関する条件に違反した者のした入札
- オ 同じ入札に 2 以上の入札（他人の代理人としての入札及び他人の ID 又はパスワードを使用している入札を含む。）をした者のした入札
- カ 電子調達システムの使用に当たり、他人の ID 又はパスワードを不正に取得し、名義人になりすまして入札に参加した者のした入札
- キ その他不正の目的を持って電子調達システムを使用した者のした入札
- ク 入札に関し、不正の利益を得るための連合その他の不正行為をした者又はその疑いのある者のした入札
- ケ 入札参加資格確認後、指名停止措置を受けて開札時点において指名停止期間中である者等、開札時点において入札に参加する資格のない者のした入札
- コ 1 の(2)に掲げる購入物品の特質等の条件を満たさない製品により入札をした者のした入札
- サ 金額を訂正した入札書又は金額を特定することができない入札書で入札をした者のした入札
- シ 氏名、印鑑又は重要な文字が誤脱又は不明瞭のため、入札参加者又は対象案件を特定することができない入札書（封筒を含む。）で入札をした者のした入札

(5) 落札者の決定方法

京都府公営企業会計規程（昭和47年京都府公営企業管理規程第 9 号）第112条の規定により例によることとされる京都府会計規則（昭和52年京都府規則第 6 号。以下「例による規則」という。）第145条の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札となるべき価格の入札をした者が 2 人以上あるときは、電子調達システムによる電子くじにより落札者を決定するものとする。

落札者が落札決定後、契約を締結するまでに指名停止措置に該当する行為を行ったときは、当該落札決定を取り消すことがある。

- (6) 契約の手續において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨に限る。
- (7) 契約書作成の要否  
要する。

6 入札保証金

免除する。

7 違約金

落札者が契約を締結しないときは、落札金額の100分の 5 相当額の違約金を徴収する。

8 契約保証金

落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を、契約締結と同時に納入しなければならない。ただし、銀行その他契約担当者が確実と認める金融機関（以下「銀行等」という。）が振り出し、若しくは支払保証をした小切手又は銀行等の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、例による規則第 159 条第 2 項第 1 号又は第 3 号に該当する場合は、免除する。

9 入札の執行

この入札に係る令和 8 年度予算が京都府議会において議決されない場合は、この入札は、執行しないものとする。ただし、この入札における行為等については、指名停止等の措置の対象とする。

10 その他

- (1) 1 から 9 までに定めるもののほか、例による規則の定めるところによる。
- (2) 詳細は、入札説明書による。
- (3) 電子調達システムの使用の注意事項については、電子調達システムの操作手引による。
- (4) システム障害、天災が原因の停電等により電子調達システムによる入札等の処理ができない場合は、入札等の延期、書面による入札への移行等の措置を講じるものとし、この場合、電話、ファクシミリ等により必要な事項を連絡するものとする。
- (5) この公告に係る調達に関し、政府調達に関する苦情の処理手続要綱（平成 8 年京都府告示第485号）に基づく苦情申立てがあったときは、契約を締結しないこと又は契約の執行を停止し、若しくは契約を解除することがある。

11 Summary

- (1) The nature and quantity of the products to be purchased  
Sodium hypochlorite for drinking water treatment  
924 ton
- (2) Bidding method  
Electronic bidding system
- (3) Period for submission of application forms and attached documents for qualification confirmation  
From 8:30 AM to 5:15 PM from Friday, February 20, 2026 to Thursday, March 19, 2026 (except for Sundays, Saturdays, public holidays)
- (4) The time, date and place for submission of tender  
From 8:30 AM to 5:15 PM on Thursday, April 2, 2026 and from 8:30 AM to 3:00 PM on Friday, April 3, 2026  
Tender Division, Department of General Affairs, Kyoto Prefectural Government  
Yabunouchi-cho, Shinmachi-nishiiru, Shimodachiuridori, Kamigyo-ku, Kyoto, Japan
- (5) Deadline for tender by mail  
5:00 PM on Thursday, April 2, 2026
- (6) The time, date and place for the opening of tender  
3:15 PM on Friday, April 3, 2026

Tender Division, Department of General Affairs,  
Kyoto Prefectural Government  
Yabunouchi-cho, Shinmachi-nishiiru, Shimodachiuri-  
dori, Kamigy-ku, Kyoto, Japan

(7) Contact point for the notice

Commodity Section, Tender Division, Department  
of General Affairs, Kyoto Prefectural Government  
Yabunouchi-cho, Shinmachi-nishiiru, Shimodachiuri-  
dori, Kamigy-ku, Kyoto 602-8570, Japan

TEL: (075) 414-5442 FAX: (075) 414-5450

(8) Contact point for the contract

General Affairs and Planning Division, Kyoto  
Prefectural Waterworks Administration Office

64, Shimoi, Uji, Uji-shi, Kyoto 611-0021, Japan

TEL: (0774) 24-1522



地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の規定により、次のとおり一般競争入札を実施する。

なお、この入札に係る調達契約は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約である。

また、この案件は、京都府物品・役務等電子調達システム（以下「電子調達システム」という。）による電子入札対象案件である。

令和 8 年 2 月 20 日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1 入札に付する事項

- (1) 購入物品の名称及び予定数量  
水道用ポリ塩化アルミニウム 1, 270トン
- (2) 購入物品の特質等  
入札説明書及び仕様書のとおり
- (3) 納入期間  
契約締結日から令和 9 年 3 月 31 日まで
- (4) 納入場所
  - ア 京都府営水道事務所宇治浄水場  
宇治市宇治下居64
  - イ 京都府営水道事務所木津浄水場  
木津川市吐師医王寺
  - ウ 京都府営水道事務所乙訓浄水場  
京都市西京区御陵大原11の 6

2 契約条項を示す場所等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに入札に関する事務を担当する組織の名称、所在地等  
〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町  
京都府総務部入札課

電話番号 (075) 414-5442

ファクシミリ番号 (075) 414-5450

(2) 契約に関する事務を担当する組織の名称、所在地等

〒611-0021 宇治市宇治下居64  
京都府営水道事務所総務企画課  
電話番号 (0774) 24-1522

(3) 入札説明書及び仕様書の交付等

ア 交付期間

令和 8 年 2 月 20 日（金）から令和 8 年 3 月 19 日（木）まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までとする。

イ 入手方法

- (ア) 原則として、アの期間に、電子調達システムの案件情報からダウンロードすること。
- (イ) やむを得ず窓口交付を希望する場合は、アの期間（正午から午後 1 時までの間を除く。）に、(1)の組織に問い合わせの上、入手すること。

3 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加を希望する者は、次に掲げる条件を全て満たさなければならない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令が適用される令和 8 年度における物品又は役務の調達に係る競争入札に参加する者に必要な資格等を定める告示（令和 8 年京都府告示第 2 号）に定める競争入札参加者の資格を得ている者で、次の業務種目に登録されているものであること。  
大分類「薬品・理化学機器類」—小分類「化学薬品」
- (3) 4の(1)で定める一般競争入札参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）の提出期間の最終日から開札日までの期間において、京都府の指名停止とされていない者であること。
- (4) 過去 2 年間に 1の(1)で示した購入物品と同種及び同規模の納入実績があり、かつ、納入期間内に確実に納入することができ、納入先の求めに応じて速やかに提供することができるものと認められる者であること。

4 入札参加資格の確認手続

入札への参加を希望する者は、確認申請書及び一般競争入札参加資格確認資料（以下「申請書等」という。）を次のとおり提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、提出した書類に関し、契約担当者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(1) 提出期間

2の(3)の アに同じ。

(2) 提出方法

ア 電子調達システムにより入札に参加する者（以下「電子入札者」という。）は、(1)の期間内に電子調達システムにより申請書等を提出すること。  
なお、確認申請書については、電子調達システ

ムにおいて参加する意思の表明（当該案件の「案件に参加する」をクリック）をもって提出したものとす。

イ 電子調達システムによりがたい場合で、「京都府物品・役務等電子調達運用基準」第19条の規定により書面による入札等の承諾を得た者（以下「紙入札者」という。）は、(1)の期間内に、2の(1)の場所に申請書等を持参又は郵送（(1)の期間内に必着させるとともに、郵便書留等の配達記録が残る方法を利用するものに限る。）により提出すること。

### (3) 確認通知

入札参加資格の確認については、別途通知する。

### (4) その他

ア 申請書等の作成等に要する経費は、提出者の負担とし、提出された書類は返却しない。

イ 3の(2)の資格を有しない者で入札に参加を希望するものは、次のとおり資格審査を受けることができる。

(ア) 資格審査申請書の提出場所及び問合せ先  
2の(1)に同じ。

(イ) 原則として、京都府ホームページ (<https://www.pref.kyoto.jp/zaisan/zuiji.html>) からダウンロードすること。

(ウ) 提出期限

令和8年3月5日（木）午後5時

なお、その後も随時に受け付けるが、この場合には、この公告に係る入札に間に合わないことがある。

## 5 入札手続等

### (1) 入札期間及び開札の日時等

ア 電子調達システム又は持参による場合の入札期間

令和8年4月2日（木）午前8時30分から午後5時15分まで及び令和8年4月3日（金）午前8時30分から午後3時まで

イ 郵送による場合の入札書の提出期限

令和8年4月2日（木）午後5時

ウ 持参又は郵送による場合の入札書の提出先等

(ア) 提出先

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町

京都府総務部入札課長

(イ) その他

入札書の提出方法は、入札説明書において指定する。

エ 開札日時

令和8年4月3日（金）午後3時15分

### (2) 入札の方法

ア 電子入札者は、(1)のアの期間内に電子調達システムにより入札書を提出すること。

イ 紙入札者は、(1)のアの期間内に(1)のウの(ア)の提出先に入札書を持参し、又は(1)のイの期限までに入札書を郵送（郵便書留等の配達記録が残る方法

を用いるものとする。）により提出すること。

ウ 再度入札については、入札説明書において指定する。

### (3) 入札書に記載する金額

入札書に記載する金額は、1の(1)に示す「水道用ポリ塩化アルミニウム1トン当たりの単価（消費税抜き）」の金額とし、入札書に記載する金額には、搬入費・環境設定費用等、納入場所渡しに要する一切の諸経費を含めること。

また、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

### (4) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア 3に掲げる入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

イ 申請書等を提出しなかった者のした入札

ウ 申請書等に虚偽の記載をした者のした入札

エ 入札説明書に示した入札に関する条件に違反した者のした入札

オ 同じ入札に2以上の入札（他人の代理人としての入札及び他人のID又はパスワードを使用しての入札を含む。）をした者のした入札

カ 電子調達システムの使用に当たり、他人のID又はパスワードを不正に取得し、名義人になりすまして入札に参加した者のした入札

キ その他不正の目的を持って電子調達システムを使用した者のした入札

ク 入札に関し、不正の利益を得るための連合その他の不正行為をした者又はその疑いのある者のした入札

ケ 入札参加資格確認後、指名停止措置を受けて開札時点において指名停止期間中である者等、開札時点において入札に参加する資格のない者のした入札

コ 1の(2)に掲げる購入物品の特質等の条件を満たさない製品により入札をした者のした入札

サ 金額を訂正した入札書又は金額を特定することができない入札書で入札をした者のした入札

シ 氏名、印鑑又は重要な文字が誤脱又は不明瞭のため、入札参加者又は対象案件を特定することができない入札書（封筒を含む。）で入札をした者のした入札

### (5) 落札者の決定方法

京都府公営企業会計規程（昭和47年京都府公営企業管理規程第9号）第112条の規定により例によることとされる京都府会計規則（昭和52年京都府規則第6号。以下「例による規則」という。）第145条の

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札となるべき価格の入札をした者が 2 人以上あるときは、電子調達システムによる電子くじにより落札者を決定するものとする。

落札者が落札決定後、契約を締結するまでに指名停止措置に該当する行為を行ったときは、当該落札決定を取り消すことがある。

(6) 契約の手續において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨に限る。

(7) 契約書作成の要否  
要する。

6 入札保証金  
免除する。

7 違約金  
落札者が契約を締結しないときは、落札金額の 100 分の 5 相当額の違約金を徴収する。

8 契約保証金  
落札者は、契約金額の 100 分の 10 以上の額の契約保証金を、契約締結と同時に納入しなければならない。ただし、銀行その他契約担当者が確実と認める金融機関（以下「銀行等」という。）が振り出し、若しくは支払保証をした小切手又は銀行等の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、例による規則第 159 条第 2 項第 1 号又は第 3 号に該当する場合は、免除する。

9 入札の執行  
この入札に係る令和 8 年度予算が京都府議会において議決されない場合は、この入札は、執行しないものとする。ただし、この入札における行為等については、指名停止等の措置の対象とする。

10 その他

(1) 1 から 9 までに定めるもののほか、例による規則の定めるところによる。

(2) 詳細は、入札説明書による。

(3) 電子調達システムの使用の注意事項については、電子調達システムの操作手引による。

(4) システム障害、天災が原因の停電等により電子調達システムによる入札等の処理ができない場合は、入札等の延期、書面による入札への移行等の措置を講じるものとし、この場合、電話、ファクシミリ等により必要な事項を連絡するものとする。

(5) この公告に係る調達に関し、政府調達に関する苦情の処理手続要綱（平成 8 年京都府告示第 485 号）に基づく苦情申立てがあったときは、契約を締結しないこと又は契約の執行を停止し、若しくは契約を解除することができる。

11 Summary

(1) The nature and quantity of the products to be purchased

Poly aluminium chloride for drinking water treatment 1,270 ton

(2) Bidding method

Electronic bidding system

(3) Period for submission of application forms and attached documents for qualification confirmation

From 8:30 AM to 5:15 PM from Friday, February 20, 2026 to Thursday, March 19, 2026 (except for Sundays, Saturdays, public holidays)

(4) The time, date and place for submission of tender

From 8:30 AM to 5:15 PM on Thursday, April 2, 2026 and from 8:30 AM to 3:00 PM on Friday, April 3, 2026

Tender Division, Department of General Affairs, Kyoto Prefectural Government

Yabunouchi-cho, Shinmachi-nishiiru, Shimodachiuridori, Kamigyo-ku, Kyoto, Japan

(5) Deadline for tender by mail

5:00 PM on Thursday, April 2, 2026

(6) The time, date and place for the opening of tender  
3:15 PM on Friday, April 3, 2026

Tender Division, Department of General Affairs, Kyoto Prefectural Government

Yabunouchi-cho, Shinmachi-nishiiru, Shimodachiuridori, Kamigyo-ku, Kyoto, Japan

(7) Contact point for the notice

Commodity Section, Tender Division, Department of General Affairs, Kyoto Prefectural Government

Yabunouchi-cho, Shinmachi-nishiiru, Shimodachiuridori, Kamigyo-ku, Kyoto 602-8570, Japan

TEL: (075) 414-5442 FAX: (075) 414-5450

(8) Contact point for the contract

General Affairs and Planning Division, Kyoto Prefectural Waterworks Administration Office

64, Shimoi, Uji, Uji-shi, Kyoto 611-0021, Japan

TEL: (0774) 24-1522



地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条の規定により、次のとおり一般競争入札を実施する。

なお、この入札に係る調達契約は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）第 4 条に規定する特定調達契約である。

また、この案件は、京都府物品・役務等電子調達システム（以下「電子調達システム」という。）による電子入札対象案件である。

令和 8 年 2 月 20 日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1 入札に付する事項

(1) 購入物品の名称及び予定数量

水道用粉末活性炭 160,000 キログラム

- (2) 購入物品の特質等  
入札説明書及び仕様書のとおり
- (3) 納入期間  
契約締結日から令和9年3月31日まで
- (4) 納入場所  
ア 京都府営水道事務所宇治浄水場  
宇治市宇治下居64  
イ 京都府営水道事務所木津浄水場  
木津川市吐師医王寺  
ウ 京都府営水道事務所乙訓浄水場  
京都市西京区御陵大原11の6
- 2 契約条項を示す場所等
- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに入札に関する事務を担当する組織の名称、所在地等  
〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町  
京都府総務部入札課  
電話番号 (075) 414-5442  
ファクシミリ番号 (075) 414-5450
- (2) 契約に関する事務を担当する組織の名称、所在地等  
〒611-0021 宇治市宇治下居64  
京都府営水道事務所総務企画課  
電話番号 (0774) 24-1522
- (3) 入札説明書及び仕様書の交付等  
ア 交付期間  
令和8年2月20日(金)から令和8年3月19日(木)まで(日曜日、土曜日及び祝日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分までとする。  
イ 入手方法  
(ア) 原則として、アの期間に、電子調達システムの案件情報からダウンロードすること。  
(イ) やむを得ず窓口交付を希望する場合は、アの期間(正午から午後1時までの間を除く。)に、(1)の組織に問い合わせの上、入手すること。
- 3 入札に参加する者に必要な資格  
入札に参加を希望する者は、次に掲げる条件を全て満たさなければならない。
- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令が適用される令和8年度における物品又は役務の調達に係る競争入札に参加する者に必要な資格等を定める告示(令和8年京都府告示第2号)に定める競争入札参加者の資格を得ている者で、次の業務種目に登録されているものであること。  
大分類「薬品・理化学機器類」—小分類「化学薬品」
- (3) 4の(1)で定める一般競争入札参加資格確認申請書(以下「確認申請書」という。)の提出期間の最終日から開札日までの期間において、京都府の指名停止とされていない者であること。
- (4) 過去2年間に1の(1)で示した購入物品と同種及び

同規模の納入実績があり、かつ、納入期間内に確実に納入することができ、納入先の求めに応じて速やかに提供することができるものと認められる者であること。

#### 4 入札参加資格の確認手続

入札への参加を希望する者は、確認申請書及び一般競争入札参加資格確認資料(以下「申請書等」という。)を次のとおり提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、提出した書類に関し、契約担当者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

##### (1) 提出期間

2の(3)のアに同じ。

##### (2) 提出方法

ア 電子調達システムにより入札に参加する者(以下「電子入札者」という。)は、(1)の期間内に電子調達システムにより申請書等を提出すること。

なお、確認申請書については、電子調達システムにおいて参加する意思の表明(当該案件の「案件に参加する」をクリック)をもって提出したものとする。

イ 電子調達システムによりがたい場合で、「京都府物品・役務等電子調達運用基準」第19条の規定により書面による入札等の承諾を得た者(以下「紙入札者」という。)は、(1)の期間内に、2の(1)の場所に申請書等を持参又は郵送((1)の期間内に必着させるとともに、郵便書留等の配達記録が残る方法を利用するものに限る。)により提出すること。

##### (3) 確認通知

入札参加資格の確認については、別途通知する。

##### (4) その他

ア 申請書等の作成等に要する経費は、提出者の負担とし、提出された書類は返却しない。

イ 3の(2)の資格を有しない者で入札に参加を希望するものは、次のとおり資格審査を受けることができる。

(ア) 資格審査申請書の提出場所及び問合せ先  
2の(1)に同じ。

(イ) 原則として、京都府ホームページ(<https://www.pref.kyoto.jp/zaisan/zuiji.html>)からダウンロードすること。

##### (ウ) 提出期限

令和8年3月5日(木)午後5時

なお、その後も随時に受け付けるが、この場合には、この公告に係る入札に間に合わないことがある。

#### 5 入札手続等

##### (1) 入札期間及び開札の日時等

ア 電子調達システム又は持参による場合の入札期間

令和8年4月2日(木)午前8時30分から午後5時15分まで及び令和8年4月3日(金)午前8時30分から午後3時まで

<p>イ 郵送による場合の入札書の提出期限 令和 8 年 4 月 2 日 (木) 午後 5 時</p> <p>ウ 持参又は郵送による場合の入札書の提出先等 (ア) 提出先 〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入 藪ノ内町 京都府総務部入札課長 (イ) その他 入札書の提出方法は、入札説明書において指 定する。</p> <p>エ 開札日時 令和 8 年 4 月 3 日 (金) 午後 3 時 15 分</p> <p>(2) 入札の方法 ア 電子入札者は、(1)のアの期間内に電子調達シス テムにより入札書を提出すること。 イ 紙入札者は、(1)のアの期間内に(1)のウの(ア)の提 出先に入札書を持参し、又は(1)のイの期限までに 入札書を郵送(郵便書留等の配達記録が残る方法 を用いるものとする。)により提出すること。 ウ 再度入札については、入札説明書において指定 する。</p> <p>(3) 入札書に記載する金額 入札書に記載する金額は、1 の(1)に示す「水道用 粉末活性炭 1 キログラム当たりの単価(消費税抜 き)」の金額とし、入札書に記載する金額には、搬 入費・環境設定費用等、納入場所渡しに要する一切 の諸経費を含めること。 また、落札決定に当たっては、入札書に記載され た金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加 算した金額(当該金額に1円未満の端数があるとき は、その端数を切り捨てた額)をもって落札金額と するので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る 課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、 見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金 額を入札書に記載すること。</p> <p>(4) 入札の無効 次のいずれかに該当する入札は、無効とする。 ア 3 に掲げる入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札 イ 申請書等を提出しなかった者のした入札 ウ 申請書等に虚偽の記載をした者のした入札 エ 入札説明書に示した入札に関する条件に違反した者のした入札 オ 同じ入札に 2 以上の入札(他人の代理人としての入札及び他人の ID 又はパスワードを使用している入札を含む。)をした者のした入札 カ 電子調達システムの使用に当たり、他人の ID 又はパスワードを不正に取得し、名義人になりすまして入札に参加した者のした入札 キ その他不正の目的を持って電子調達システムを使用した者のした入札 ク 入札に関し、不正の利益を得るための連合その他の不正行為をした者又はその疑いのある者のし</p>	<p>た入札</p> <p>ケ 入札参加資格確認後、指名停止措置を受けて開 札時点において指名停止期間中である者等、開札 時点において入札に参加する資格のない者のした 入札</p> <p>コ 1 の(2)に掲げる購入物品の特質等の条件を満た さない製品により入札をした者のした入札</p> <p>サ 金額を訂正した入札書又は金額を特定すること ができない入札書で入札をした者のした入札</p> <p>シ 氏名、印鑑又は重要な文字が誤脱又は不明瞭の ため、入札参加者又は対象案件を特定することが できない入札書(封筒を含む。)で入札をした者の した入札</p> <p>(5) 落札者の決定方法 京都府公営企業会計規程(昭和47年京都府公営企 業管理規程第 9 号)第112条の規定により例による こととされる京都府会計規則(昭和52年京都府規則 第 6 号。以下「例による規則」という。)第145条の 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効 な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札と なるべき価格の入札をした者が 2 人以上あるとき は、電子調達システムによる電子くじにより落札者 を決定するものとする。 落札者が落札決定後、契約を締結するまでに指名 停止措置に該当する行為を行ったときは、当該落札 決定を取り消すことがある。</p> <p>(6) 契約の手續において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。</p> <p>(7) 契約書作成の要否 要する。</p> <p>6 入札保証金 免除する。</p> <p>7 違約金 落札者が契約を締結しないときは、落札金額の100 分の 5 相当額の違約金を徴収する。</p> <p>8 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保 証金を、契約締結と同時に納入しなければならない。 ただし、銀行その他契約担当者が確実と認める金融 機関(以下「銀行等」という。)が振り出し、若しく は支払保証をした小切手又は銀行等の保証をもって契 約保証金の納付に代えることができ、例による規則第 159条第 2 項第 1 号又は第 3 号に該当する場合は、免 除する。</p> <p>9 入札の執行 この入札に係る令和 8 年度予算が京都府議会におい て議決されない場合は、この入札は、執行しないもの とする。ただし、この入札における行為等については、 指名停止等の措置の対象とする。</p> <p>10 その他 (1) 1 から 9 までに定めるもののほか、例による規則 の定めるところによる。 (2) 詳細は、入札説明書による。</p>
---	--

- (3) 電子調達システムの使用の注意事項については、電子調達システムの操作手引による。
- (4) システム障害、天災が原因の停電等により電子調達システムによる入札等の処理ができない場合は、入札等の延期、書面による入札への移行等の措置を講じるものとし、この場合、電話、ファクシミリ等により必要な事項を連絡するものとする。
- (5) この公告に係る調達に関し、政府調達に関する苦情の処理手続要綱（平成 8 年京都府告示第 485 号）に基づく苦情申立てがあったときは、契約を締結しないこと又は契約の執行を停止し、若しくは契約を解除することがある。

## 11 Summary

- (1) The nature and quantity of the products to be purchased  
Powdered activated carbon for drinking water treatment 160,000 kg
- (2) Bidding method  
Electronic bidding system
- (3) Period for submission of application forms and attached documents for qualification confirmation  
From 8:30 AM to 5:15 PM from Friday, February 20, 2026 to Thursday, March 19, 2026 (except for Sundays, Saturdays, public holidays)
- (4) The time, date and place for submission of tender  
From 8:30 AM to 5:15 PM on Thursday, April 2, 2026 and from 8:30 AM to 3:00 PM on Friday, April 3, 2026  
Tender Division, Department of General Affairs, Kyoto Prefectural Government  
Yabunouchi-cho, Shinmachi-nishiiru, Shimodachiuridori, Kamigyo-ku, Kyoto, Japan
- (5) Deadline for tender by mail  
5:00 PM on Thursday, April 2, 2026
- (6) The time, date and place for the opening of tender  
3:15 PM on Friday, April 3, 2026  
Tender Division, Department of General Affairs, Kyoto Prefectural Government  
Yabunouchi-cho, Shinmachi-nishiiru, Shimodachiuridori, Kamigyo-ku, Kyoto, Japan
- (7) Contact point for the notice  
Commodity Section, Tender Division, Department of General Affairs, Kyoto Prefectural Government  
Yabunouchi-cho, Shinmachi-nishiiru, Shimodachiuridori, Kamigyo-ku, Kyoto 602-8570, Japan  
TEL: (075) 414-5442 FAX: (075) 414-5450
- (8) Contact point for the contract  
General Affairs and Planning Division, Kyoto Prefectural Waterworks Administration Office  
64, Shimoi, Uji, Uji-shi, Kyoto 611-0021, Japan  
TEL: (0774) 24-1522

## 公 安 委 員 会

京都府警察署組織規則及び京都府警察本部等組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 2 月 20 日

京都府公安委員会

委員長 池 坊 由 紀

## 京都府公安委員会規則第 1 号

京都府警察署組織規則及び京都府警察本部等組織規則の一部を改正する規則

(京都府警察署組織規則の一部改正)

第 1 条 京都府警察署組織規則（昭和 35 年京都府公安委員会規則第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 号中「公安委員会補佐室、」を削る。

(京都府警察本部等組織規則の一部改正)

第 2 条 京都府警察本部等組織規則（昭和 42 年京都府公安委員会規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「及び 1 室」を削り、「公安委員会補佐室 総務課」

を「総務課」に改める。

第 2 条の 2 を削る。

第 3 条中第 12 号を第 17 号とし、第 11 号を第 16 号とし、第 10 号を第 15 号とし、第 8 号及び第 9 号を削り、第 7 号を第 14 号とし、第 6 号を第 13 号とし、第 5 号を削り、第 4 号を第 12 号とし、第 3 号を第 11 号とし、第 2 号を第 10 号とし、第 1 号を第 5 号とし、同号の次に次の 4 号を加える。

(6) 公印に関する事。

(7) 警察沿革録の記録に関する事。

(8) 府議会その他官公署との連絡に関する事。

(9) 総務部所掌事務の指導に関する事。

第 3 条に第 1 号から第 4 号までとして次の 4 号を加える。

(1) 公安委員会の庶務に関する事。

(2) 公安委員の秘書に関する事。

(3) 警察法第 43 条の 2 第 3 項の規定による公安委員会の補助に関する事。

(4) 警察法第 79 条第 3 項に規定する事務に係る公安委員会の補佐に関する事。

第 14 条第 2 号及び第 3 号中「(生活保安課の所掌に属するものを除く。)」を削る。

第 16 条中第 16 号及び第 17 号を削り、第 18 号を第 16 号とし、第 19 号を第 17 号とする。

第 53 条第 1 項中「公安委員会補佐室及び」を削る。

第 60 条の 4 第 1 号中「企画及び調整」を「及び企画」に改め、同条第 2 号及び第 3 号を次のように改める。

- (2) サイバー戦略の推進に係る指導に関すること。
  - (3) サイバー犯罪等の対策に関すること。
- 第60条の4第4号中「こと」の右に「(サイバー捜査課の所掌に属するものを除く。)」を加え、同条に次の2号を加える。
- (5) サイバー対策本部内の連絡調整に関すること。
  - (6) 前各号に掲げるもののほか、サイバー対策本部内の他の課の所掌に属しないこと。
- 第60条の5各号を次のように改める。

- (1) サイバー事案等の取締りに関すること。
- (2) 高度な情報技術を必要とする犯罪捜査の支援に関すること。
- (3) 犯罪捜査等に係る情報技術の解析に関すること。

附 則

この規則は、令和8年3月16日から施行する。



京都府警察署組織規則及び京都府警察本部等組織規則の一部を改正する規則の施行に伴う関係規則の整理に関する規則をここに公布する。

令和8年2月20日

京都府公安委員会  
委員長 池 坊 由 紀

京都府公安委員会規則第2号

京都府警察署組織規則及び京都府警察本部等組織規則の一部を改正する規則の施行に伴う関係規則の整理に関する規則

(京都府公安委員会運営規則の一部改正)

第1条 京都府公安委員会運営規則(昭和30年京都府公安委員会規則第12号)の一部を次のように改正する。

第11条第2項中「警察本部総務部公安委員会補佐室」を「警察本部総務部総務課公安委員会補佐室」に改める。

(交番等の所属、名称、位置及び所管区等に関する規則の一部改正)

第2条 交番等の所属、名称、位置及び所管区等に関する規則(昭和30年京都府公安委員会規則第15号)の一部を次のように改正する。

別表第1川端警察署の項を削り、同表下鴨警察署の項を次のように改める。

左京警察署	岡崎公園交番	京都市左京区岡崎成勝寺町	左京区のうち 岡崎入江町、岡崎東天王町、岡崎天王町、岡崎法勝寺町、岡崎成勝寺町、岡崎最勝寺町、岡崎西天王町、岡崎徳成町、岡崎円勝寺町、岡崎南御所町、岡崎北御所町、聖護院蓮華蔵町、聖護院東寺領町、下堤町、新生洲町、東丸太町、東竹屋町、中川町、秋築町、難波町、大文字町、石原町、吉永町、杉本町、新先斗町、正往寺町、東門前町、福本町、法皇寺町、和国町、頭町、新東洞院町、菊銚町、讚州寺町、新車屋町、大菊町、超勝寺門前町、新丸太町、孫橋町、法林寺門前町、北門前町、南門前町
	南禅寺交番	京都市左京区南禅寺草川町	左京区のうち 粟田口鳥居町、粟田口大日山町、粟田口山下町、粟田口入会山町、粟田口如意ヶ嶽町、南禅寺北ノ坊町、永観堂町、永観堂西町、南禅寺下河原町、南禅寺草川町、南禅寺福地町、南禅寺南禅寺山町、南禅寺風呂山町、鹿ヶ谷寺ノ前町、鹿ヶ谷西寺ノ前町、鹿ヶ谷高岸町、若王子町、鹿ヶ谷宮ノ前町、鹿ヶ谷上宮ノ前町、鹿ヶ谷下宮ノ前町、鹿ヶ谷桜谷町、鹿ヶ谷法然院町、鹿ヶ谷法然院西町、鹿ヶ谷御所ノ段町、鹿ヶ谷大黒谷町、鹿ヶ谷菖蒲谷町、鹿ヶ谷栗木谷町、鹿ヶ谷不動山町、鹿ヶ谷若王子山町、鹿ヶ谷善香山町、鹿ヶ谷徳善谷町、鹿ヶ谷多頂山町
	黒谷交番	京都市左京区岡崎東福ノ川町	左京区のうち 岡崎真如堂前町、岡崎東福ノ川町、黒谷町、岡崎西福ノ川町、聖護院東町、聖護院中町、聖護院西町、聖護院川原町、聖護院円頓美町、聖護院山王町

東一条交番	京都市左京区吉田中阿達町	左京区のうち 吉田牛ノ宮町、吉田泉殿町、吉田上阿達町、吉田中阿達町、吉田下阿達町、吉田河原町、吉田橋町、吉田本町、吉田近衛町、吉田二本松町、吉田上大路町、吉田中大路町、吉田下大路町
銀閣寺交番	京都市左京区銀閣寺前町	左京区のうち 吉田神楽岡町、銀閣寺町、銀閣寺前町、浄土寺上南田町、浄土寺南田町、浄土寺下南田町、浄土寺真如町、浄土寺上馬場町、浄土寺馬場町、浄土寺下馬場町、浄土寺東田町、浄土寺西田町、浄土寺石橋町、浄土寺打越町、浄土寺広帖町、浄土寺提灯山町、浄土寺七廻り町、浄土寺小山町、浄土寺大山町、北白川仕伏町、北白川上池田町、北白川下池田町、北白川上終町、北白川別当町、北白川小倉町、北白川東小倉町、北白川久保田町、北白川東久保田町、北白川西町、北白川東蔦町、北白川蔦町、北白川西蔦町、北白川追分町、北白川東平井町、北白川平井町、北白川西平井町、北白川伊織町、北白川琵琶町、北白川重石町、北白川小亀谷町、北白川向ヶ谷町、北白川向イ谷町、北白川丸山町、北白川清沢口町、北白川地蔵谷町、北白川南ヶ原町、北白川中山町、北白川蓬ヶ谷町、北白川岩坂町、北白川外山町、北白川山田町、北白川山ノ元町、北白川大堂町、北白川上別当町、北白川下別当町、北白川東伊織町、北白川西伊織町、北白川瀬ノ内町、北白川東瀬ノ内町、北白川西瀬ノ内町、北白川堂ノ前町、北白川瓜生山町
加茂大橋交番	京都市左京区田中下柳町	左京区のうち 田中里ノ前町、田中大堰町、田中東樋ノ口町、田中樋ノ口町、田中西樋ノ口町、田中飛鳥井町、田中門前町、田中上柳町、田中下柳町、田中関田町、田中里ノ内町、田中上玄京町、田中玄京町、田中馬場町、田中野神町
高野交番	京都市左京区高野竹屋町	左京区のうち 田中上古川町、田中古川町、田中東高原町、田中高原町、田中西高原町、田中春菜町、田中東春菜町、田中西春菜町、田中北春菜町、高野清水町、高野東開町、高野西開町、高野竹屋町、高野上竹屋町、高野玉岡町、高野泉町、高野蓼原町、一乗寺東閉川原町、一乗寺西閉川原町、一乗寺宮ノ東町、一乗寺里ノ西町、一乗寺北大丸町、一乗寺南大丸町、一乗寺高槻町、一乗寺払殿町、一乗寺赤ノ宮町、一乗寺大新開町、一乗寺大原田町、一乗寺梅ノ木町、一乗寺築田町、一乗寺里ノ前町、一乗寺地藏本町、一乗寺御祭田町、一乗寺中ノ田町、一乗寺木ノ本町、一乗寺東杉ノ宮町、一乗寺西杉ノ宮町、一乗寺東水干町、一乗寺西水干町、一乗寺塚本町、一乗寺染殿町、一乗寺河原田町、田中西浦町、田中南西浦町、田中大久保町、田中上大久保町、田中西大久保町、田中南大久保町
府立大学前交番	京都市左京区下鴨半木町	左京区のうち 下鴨宮河町、下鴨宮崎町、下鴨松原町、下鴨森本町、下鴨西林町、下鴨泉川町、下鴨松ノ木町、下鴨貴船町、下鴨下川原町、下鴨中川原町、下鴨上川原町、下鴨西半木町、下鴨東半木町、賀茂今井町、賀茂半木町、下鴨北園町、下鴨梅ノ木町、下鴨西梅ノ木町、下鴨東梅ノ木町、下鴨塚本町、下鴨東塚本町、下鴨岸本町、下鴨東岸本町、下鴨西本町、下鴨本町、下鴨東本町、下鴨森ヶ前町、下鴨東森ヶ前町、下鴨西高木町、下鴨高木町、下鴨東高木町、下鴨芝本町、下鴨膳部町、下鴨蓼倉町、下鴨半木町、下鴨南芝町、下鴨北芝町、下鴨水口町、下鴨南茶ノ木町、下鴨北茶ノ木町、下鴨北野々神町、下鴨南野々神町、下鴨前萩町、下鴨萩ヶ垣内町、下鴨狗子田町、下鴨神殿町、下鴨夜光町、下鴨梁田町
修学院交番	京都市左京区山端壺町	左京区のうち 修学院山添町、修学院北沮沢町、修学院大道町、修学院貝原町、修学院西沮沢町、修学院開根坊町、修学院檜峠町、修学院室町、修学院馬場脇町、修学院烏丸町、修学院仏者町、修学院泉殿町、修学院山ノ鼻町、修学院高部町、修学院千万田町、修学院水上田町、修学院沖殿町、修学院川尻町、修学院月輪寺町、修学院辻ノ田町、修学院石掛町、修学院茶屋ノ前町、修学院登リ内町、修学院坪江町、修学院水川原町、修学院犬塚町、修学院宮ノ脇町、修学院狭間町、修学院中林町、修学院十権寺町、修学院大林町、修学院鹿ノ下町、

			<p>修学院薬師堂町、修学院桂谷、修学院段ノ尾、修学院守禅庵、修学院横山、修学院音羽谷、修学院寺谷、修学院梅谷、修学院淵ヶ谷、修学院杉谷、修学院安養坊、修学院藪添、修学院中新開、修学院後安堂、修学院南代、修学院宮ノ前、修学院林ノ脇、修学院山神町、修学院高岸町、修学院松本町、山端川端町、山端川原町、山端柳ヶ坪町、山端大城田町、山端橋ノ本町、山端壱町田町、山端川岸町、山端大塚町、山端森本町、山端滝ヶ鼻町、山端大君町、一乗寺松田町、一乗寺青城町、一乗寺清水町、一乗寺向畑町、一乗寺竹ノ内町、一乗寺水掛町、一乗寺月輪寺町、一乗寺東浦町、一乗寺馬場町、一乗寺葉山町、一乗寺堂ノ前町、一乗寺堀ノ内町、一乗寺西浦畑町、一乗寺稲荷町、一乗寺釈迦堂町、一乗寺門口町、一乗寺燈籠本町、一乗寺小谷町、一乗寺下り松町、一乗寺花ノ木町、一乗寺谷田町、一乗寺松原町、一乗寺庵野町、一乗寺樋ノ口町、一乗寺薬師堂町、一乗寺才形町、一乗寺出口町、一乗寺野田町、一乗寺葉山、一乗寺大谷、一乗寺坂端、一乗寺城、一乗寺風呂ヶ谷、一乗寺中尾ヶ谷、一乗寺長尾、一乗寺割ヶ谷、一乗寺ヤヶ谷、一乗寺黒目ヶ谷、一乗寺井出ヶ谷スズガ平、一乗寺井出ヶ谷菖蒲平、一乗寺井出ヶ谷調専口、一乗寺井出ヶ谷エノ木ヶ尾、一乗寺井出ヶ谷、一乗寺病ダレ、一乗寺勢ヶ谷、一乗寺砂坂、一乗寺三百坊、一乗寺延暦寺山、一乗寺堀切、一乗寺馬坂、一乗寺南高山、一乗寺北高山、一乗寺ボヶ谷、一乗寺艾ヶ谷、一乗寺西楽ヶ谷、一乗寺東楽ヶ谷、一乗寺地獄ヶ谷、一乗寺シヶ谷、一乗寺池ヶ谷、一乗寺掛橋、一乗寺麿ヶ谷、一乗寺ヌノタキ、一乗寺天ヶ丸、一乗寺花ヶ谷</p>
	北山交番	京都市左京区松ヶ崎芝本町	<p>左京区のうち 松ヶ崎樋ノ上町、松ヶ崎河原田町、松ヶ崎小脇町、松ヶ崎東町、松ヶ崎御所ノ内町、松ヶ崎雲路町、松ヶ崎久土町、松ヶ崎中海道町、松ヶ崎杉ヶ海道町、松ヶ崎海尻町、松ヶ崎壱町田町、松ヶ崎修理式町、松ヶ崎横縄手町、松ヶ崎橋上町、松ヶ崎正田町、松ヶ崎木ノ本町、松ヶ崎御所海道町、松ヶ崎平田町、松ヶ崎六ノ坪町、松ヶ崎井出ヶ海道町、松ヶ崎芝本町、松ヶ崎今海道町、松ヶ崎三反長町、松ヶ崎井出ヶ鼻町、松ヶ崎堂ノ上町、松ヶ崎柳井田町、松ヶ崎村ヶ内町、松ヶ崎小竹藪町、松ヶ崎東山、松ヶ崎林山、松ヶ崎西山、松ヶ崎深泥池端、松ヶ崎狐坂、松ヶ崎大谷、松ヶ崎寝子ヶ山、松ヶ崎丸子、松ヶ崎丈ヶ谷、松ヶ崎西池ノ内町、松ヶ崎総作町、松ヶ崎北裏町、松ヶ崎木燈籠町、松ヶ崎千石岩、松ヶ崎泉川町、松ヶ崎呼返町、松ヶ崎西町、松ヶ崎中町、松ヶ崎堀町、松ヶ崎東池ノ内町、松ヶ崎南池ノ内町、松ヶ崎高山、松ヶ崎榎美ヶ芝、松ヶ崎境ヶ谷、松ヶ崎笹ヶ谷、松ヶ崎城山、松ヶ崎鞍馬田町、松ヶ崎糺田町、松ヶ崎西桜木町、松ヶ崎桜木町、松ヶ崎東桜木町</p>
	上高野交番	京都市左京区上高野古川町	<p>左京区のうち 上高野東田町、上高野掃部林町、上高野釜土町、上高野上畑町、上高野口小森町、上高野奥小森町、上高野植ノ町、上高野稲荷町、上高野木ノ下町、上高野隣好町、上高野鐘突町、上高野山ノ橋町、上高野西氷室町、上高野上荒蒔町、上高野下荒蒔町、上高野大塚町、上高野東氷室町、上高野水車町、上高野八幡町、上高野川原町、上高野大橋町、上高野北川原町、上高野小野町、上高野鳥脇町、上高野車地町、上高野野上町、上高野大明神町、上高野三宅町、上高野北田町、上高野大湯手町、上高野薩田町、上高野諸木町、上高野仲町、上高野古川町、上高野流田町、上高野石田町、上高野鷺町、上高野深田町、上高野防山、上高野西明寺山、上高野氷室町、上高野尾保地町、上高野池ノ内町、上高野三反田町、上高野市川町、上高野松田町、上高野下東野町、上高野沢淵町、上高野畑町、上高野前田町、上高野畑ヶ田町、上高野奥東野町、岩倉忠在地町の一部、岩倉木野町、岩倉大鷲町、岩倉中大鷲町、岩倉南大鷲町、岩倉花園町の一部、岩倉幡枝町、岩倉三宅町の一部、岩倉南三宅町、岩倉南四ノ坪町、岩倉南桑原町、岩倉東宮田町、岩倉西宮田町、岩倉南平岡町、岩倉東五田町、岩倉西五田町、岩倉北池田町、岩倉南池田町、岩倉中河原町、岩倉南河原町、岩倉三笠町、岩倉北桑原町、岩倉北四ノ坪町、岩倉南木野町、岩倉北平岡町</p>
	岩倉交番	京都市左京区岩倉中町	<p>左京区のうち 岩倉中在地町、岩倉忠在地町の一部、岩倉上蔵町、岩倉西河原町、岩倉下在地町、岩倉花園町の一部、岩倉長谷町、岩倉村松町、岩倉中町、岩倉三宅町の一部</p>

	静市交番	京都市左京区静海市原町	左京区のうち 静市静原町、静海市原町、静市野中町
--	------	-------------	-----------------------------

別表第1向日町警察署の向日町駅前交番の項所管区の欄中「森本町」の右に「、ニデックパーク」を加える。

別表第2下鴨警察署の叡山口駐在所の項所管区の欄中「八瀬近衛町」の右に、「、修学院牛ヶ額、修学院丸子青良ヶ谷、修学院尺羅ヶ谷四明ヶ嶽」を加え、同表所属の欄中「下鴨警察署」を「左京警察署」に改める。

(京都府道路交通規則の一部改正)

第3条 京都府道路交通規則(昭和35年京都府公安委員会規則第13号)の一部を次のように改正する。

第15条及び第24条の16第2項中「下鴨」を「左京」に改める。

(京都府警察署協議会運営規則の一部改正)

第4条 京都府警察署協議会運営規則(平成13年京都府公安委員会規則第10号)の一部を次のように改正する。

別表京都府川端警察署協議会の項を削り、同表京都府下鴨警察署協議会の項警察署協議会の欄中「京都府下鴨警察署協議会」を「京都府左京警察署協議会」に改める。

(京都府公安委員会における特定秘密の保護に関する規則及び京都府公安委員会における重要経済安保情報の保護に関する規則の一部改正)

第5条 次に掲げる規則の規定中「警察本部総務部公安委員会補佐室長」を「警察本部総務部総務課長」に改める。

- (1) 京都府公安委員会における特定秘密の保護に関する規則(平成27年京都府公安委員会規則第14号)第2条
- (2) 京都府公安委員会における重要経済安保情報の保護に関する規則(令和7年京都府公安委員会規則第11号)第2条

附 則

この規則は、令和8年3月16日から施行する。ただし、第2条中別表第1向日町警察署の向日町駅前交番の項所管区の欄の改正規定は、公布の日から施行する。



警察職員の定員に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年2月20日

京都府公安委員会  
委員長 池 坊 由 紀

京都府公安委員会規則第3号

警察職員の定員に関する規則の一部を改正する規則

警察職員の定員に関する規則(昭和40年京都府公安委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表

組織別	階級別	警 察 官					計	警察官以 外の職員	合 計
		警 視	警 部	警部補	巡査部長	巡 査			
総務部	総 務 課	6	4	10	2		22	14	36
	情 報 管 理 課	1	2	3	4	4	14	29	43
	広 報 応 接 課	2	2	9	9	18	40	2	42
	会 計 課	2	2	9			13	43	56
	装 備 課	1	1	4		1	7	17	24
	留 置 管 理 課	3	4	20	13	15	55		55

警務部	警務課	7	6	17	2		32	12	44
	事務管理課	1	1	2			4	36	40
	厚生課	1	1				2	26	28
	教養課	1	4	16	3	3	27	2	29
	監察官室	6	5	12			23	1	24
生活安全部	生活安全企画課	5	7	21	8		41	5	46
	人身安全対策課	2	5	16	13	11	47		47
	少年課	2	6	14	11	1	34	2	36
	生活保安課	2	4	20	14	4	44		44
地域部	地域課	4	6	15	5	2	32	3	35
	通信指令課	4	5	27	6		42	1	43
	機動警ら課	1	3	13	24	30	71		71
	鉄道警察隊	1	1	8	9	8	27	1	28
刑事部	刑事企画課	4	3	12			19	10	29
	捜査第一課	6	15	27	20	1	69		69
	捜査第二課	3	6	21	12	1	43		43
	捜査第三課	2	4	14	14	1	35		35
	捜査第四課	5	12	36	35	11	99		99
	捜査第五課	3	8	16	18	2	47	1	48
	犯罪情報分析課	1	4	17	13	2	37	4	41
	鑑識課	1	3	15	15	8	42	11	53
	科学捜査研究所		1				1	31	32
	機動捜査隊	1	4	11	13	12	41		41
交通部	交通企画課	5	5	15	7	2	34	6	40
	交通規制課	2	5	14	6	1	28	14	42
	交通指導課	2	5	15	6	3	31	5	36
	交通捜査課	3	3	22	24	2	54		54
	運転免許試験課	4	4	33	11	2	54	50	104
	交通機動隊	1	1	6	17	47	72	1	73
	高速道路交通警察隊	1	2	6	20	18	47	1	48
警備部	警備第一課	4	5	13	8	4	34	12	46
	警備第二課	1	4	10	12	9	36		36
	公安課	3	9	25	25	20	82		82
	警衛警護課	3	4	11	7	4	29		29
	外事課	3	7	37	36	10	93		93
	機動隊	2	7	16	29	75	129	2	131
サイバー対策本部	サイバー企画課	4	2	7	6	3	22	2	24
	サイバー捜査課	2	4	15	18	6	45		45
	サイバー攻撃対策課	1	2	5	1	2	11		11
市警察部企画課		1	1	2			4		4
警察学校		2	3	20	2	1	28	7	35

警 察 本 部 計		122	202	677	498	344	1,843	351	2,194
警 署	上 京	2	6	37	46	41	132	5	137
	東 山	1	8	49	63	66	187	6	193
	中 京	5	10	71	103	111	300	9	309
	下 京	1	11	62	87	98	259	12	271
	左 京	2	11	63	84	78	238	9	247
	伏 見	5	10	65	99	127	306	9	315
	山 科	5	10	62	88	99	264	7	271
	右 京	4	10	60	89	109	272	8	280
	南	2	11	59	74	78	224	8	232
	北	2	6	47	52	54	161	6	167
	西 京	2	6	49	62	59	178	6	184
	向 日 町	2	7	56	67	63	195	7	202
	宇 治	2	11	58	78	94	243	8	251
	城 陽	2	6	32	40	29	109	5	114
	八 幡	2	6	31	46	34	119	6	125
	田 辺	2	6	33	43	31	115	5	120
	木 津	2	6	36	50	44	138	5	143
	亀 岡	2	6	35	48	38	129	5	134
	南 丹	2	6	32	43	31	114	5	119
	綾 部	2	6	27	28	17	80	4	84
福 知 山	2	6	38	49	41	136	6	142	
舞 鶴	2	7	43	59	42	153	9	162	
宮 津	2	6	31	33	24	96	6	102	
京 丹 後	2	8	38	44	33	125	5	130	
警 察 署 計		57	186	1,114	1,475	1,441	4,273	161	4,434
警 察 本 部 警 察 署 合 計		179	388	1,791	1,973	1,785	6,116	512	6,628
初 任 科 生 ・ 調 整			10	139	23	272	444	145	589
総 計		179	398	1,930	1,996	2,057	6,560	657	7,217

附 則

この規則は、令和8年3月16日から施行する。



京都府公安委員会告示第24号

平成15年京都府公安委員会告示第43号の一部を次のように改正し、令和8年3月16日から施行する。

令和8年2月20日

京都府公安委員会  
委員長 池 坊 由 紀

表の2の項及び3の項中「下鴨警察署」を「左京警察署」に改める。



京都府警察本部告示第20号

落札者を次のとおり決定した。

令和8年2月20日

京都府警察本部長 吉 越 清 人

1(1) 落札に係る物品の名称及び数量

- ア 男性警察官夏帽子 195個
- イ 男性警察官冬帽子 195個
- ウ 女性警察官夏帽子 45個
- エ 女性警察官冬帽子 45個
- オ 男性警察官夏活動帽子 345個
- カ 男性警察官冬活動帽子 345個
- キ 女性警察官夏活動帽子 45個
- ク 女性警察官冬活動帽子 45個

(2) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

京都府警察本部総務部会計課  
京都市上京区下長者町通新町西入藪之内町85番地  
3

(3) 落札者を決定した日  
令和7年12月22日

(4) 落札者の名称及び所在地  
株式会社京ボウ  
京都市中京区室町通三条下る烏帽子屋町481番地の1

(5) 落札金額  
6,667,650円

(6) 契約の方法  
一般競争入札

(7) 入札公告日  
令和7年11月11日

2(1) 落札に係る物品の名称及び数量

- ア 男性警察官冬服上衣 290着
- イ 男性警察官冬服ズボン 790着

(2) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

京都府警察本部総務部会計課  
京都市上京区下長者町通新町西入藪之内町85番地  
3

(3) 落札者を決定した日  
令和7年12月22日

(4) 落札者の名称及び所在地  
大和被服株式会社神戸営業所  
神戸市中央区北長狭通三丁目11番17号 ベルズコート501号

(5) 落札金額  
16,814,380円

(6) 契約の方法  
一般競争入札

(7) 入札公告日  
令和7年11月11日

3(1) 落札に係る物品の名称及び数量  
男性警察官冬活動服 390着

(2) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

京都府警察本部総務部会計課  
京都市上京区下長者町通新町西入藪之内町85番地  
3

(3) 落札者を決定した日  
令和7年12月22日

(4) 落札者の名称及び所在地  
株式会社三友繊維京都営業所  
京都市中京区織物屋町212 黒門ビル3階

(5) 落札金額  
9,077,640円

(6) 契約の方法  
一般競争入札

(7) 入札公告日  
令和7年11月11日

4(1) 落札に係る物品の名称及び数量

- ア 男性警察官冬ワイシャツ 290着
- イ 女性警察官冬ワイシャツ 90着

(2) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

京都府警察本部総務部会計課  
京都市上京区下長者町通新町西入藪之内町85番地  
3

(3) 落札者を決定した日  
令和7年12月22日

(4) 落札者の名称及び所在地  
川原株式会社  
京都市中京区高倉通三条下る丸屋町161番地の1

(5) 落札金額  
3,317,160円

(6) 契約の方法  
一般競争入札

(7) 入札公告日  
令和7年11月11日

5(1) 落札に係る物品の名称及び数量

<p>ア 女性警察官冬服上衣 90着 イ 女性警察官冬服ズボン 190着 ウ 女性警察官冬活動服 90着 エ 女性警察官冬服ベスト 95着</p> <p>(2) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 京都府警察本部総務部会計課 京都市上京区下長者町通新町西入藪之内町85番地 3</p> <p>(3) 落札者を決定した日 令和 7 年12月22日</p> <p>(4) 落札者の名称及び所在地 株式会社三友繊維京都営業所 京都市中京区織物屋町212 黒門ビル 3 階</p> <p>(5) 落札金額 7,746,145円</p> <p>(6) 契約の方法 一般競争入札</p> <p>(7) 入札公告日 令和 7 年11月11日</p> <p>6(1) 落札に係る物品の名称及び数量 ア 男性警察官夏服上衣(長袖) 390着 イ 男性警察官夏服上衣(半袖) 290着</p> <p>(2) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 京都府警察本部総務部会計課 京都市上京区下長者町通新町西入藪之内町85番地 3</p> <p>(3) 落札者を決定した日 令和 7 年12月22日</p> <p>(4) 落札者の名称及び所在地 株式会社カマタニ 姫路市御国野町国分寺78</p> <p>(5) 落札金額 6,955,740円</p> <p>(6) 契約の方法 一般競争入札</p> <p>(7) 入札公告日 令和 7 年11月11日</p> <p>7(1) 落札に係る物品の名称及び数量 男性警察官夏服ズボン 590着</p> <p>(2) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 京都府警察本部総務部会計課 京都市上京区下長者町通新町西入藪之内町85番地 3</p> <p>(3) 落札者を決定した日 令和 7 年12月22日</p> <p>(4) 落札者の名称及び所在地 音伍繊維工業株式会社滋賀営業所 大津市北大路一丁目17番23号</p> <p>(5) 落札金額 6,068,150円</p>	<p>(6) 契約の方法 一般競争入札</p> <p>(7) 入札公告日 令和 7 年11月11日</p> <p>8(1) 落札に係る物品の名称及び数量 ア 女性警察官夏服上衣(長袖) 140着 イ 女性警察官夏服上衣(半袖) 90着 ウ 女性警察官夏服ズボン 190着 エ 女性警察官夏服ベスト 95着</p> <p>(2) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 京都府警察本部総務部会計課 京都市上京区下長者町通新町西入藪之内町85番地 3</p> <p>(3) 落札者を決定した日 令和 7 年12月22日</p> <p>(4) 落札者の名称及び所在地 株式会社河井商店 京都市下京区諏訪町通松原下る弁財天町329番地 2</p> <p>(5) 落札金額 5,677,980円</p> <p>(6) 契約の方法 一般競争入札</p> <p>(7) 入札公告日 令和 7 年11月11日</p> <p>9(1) 落札に係る物品の名称及び数量 ア 男性警察官防寒服Ⅱ種(インナー着脱式) 145着 イ 女性警察官防寒服Ⅱ種(インナー着脱式) 45着</p> <p>(2) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 京都府警察本部総務部会計課 京都市上京区下長者町通新町西入藪之内町85番地 3</p> <p>(3) 落札者を決定した日 令和 7 年12月22日</p> <p>(4) 落札者の名称及び所在地 株式会社三友繊維京都営業所 京都市中京区織物屋町212 黒門ビル 3 階</p> <p>(5) 落札金額 6,121,610円</p> <p>(6) 契約の方法 一般競争入札</p> <p>(7) 入札公告日 令和 7 年11月11日</p> <p>10(1) 落札に係る物品の名称及び数量 ア 男性警察官雨衣上衣 345着 イ 男性警察官雨衣ズボン 345着 ウ 女性警察官雨衣上衣 45着 エ 女性警察官雨衣ズボン 45着</p> <p>(2) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地</p>
---	---

地

京都府警察本部総務部会計課  
京都市上京区下長者町通新町西入藪之内町85番地

3

- (3) 落札者を決定した日  
令和7年12月22日
- (4) 落札者の名称及び所在地  
株式会社三友繊維京都営業所  
京都市中京区織物屋町212 黒門ビル3階
- (5) 落札金額  
9,472,320円
- (6) 契約の方法  
一般競争入札
- (7) 入札公告日  
令和7年11月11日

---

正 誤

---

令和8年1月23日付け京都府公報第682号中次のとおり訂正

ページ	欄	行	誤	正
28	左	上から21	3131	3231